

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	2	第1	8.						契約の形態	文章末の「添付資料 - 5 本事業のスキーム概要について」は、「添付資料 - 4 契約スキーム(例)」のことを示していると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。入札説明書平成25年10月4日修正版を確認してください。
2	入札説明書	4	第3	1.						入札に関するスケジュール	現地説明会の予定がありませんが、工事計画の上で必要となる第2クリーンセンター、くるみ家族園、水源井揚水設備等の現場確認の申し込み方法をご教示ください。	希望する応募者には現地確認を実施します。資格審査書類を提出した応募者の代表企業が、現地確認希望日の土曜、日曜及び祝日を除いた3日前までに市に連絡し、日程を調整のうえ、現地確認を行うものします。平成25年10月15日(月)から平成25年10月31日(木)の間の営業日で随時受け付け可能とします。連絡先は以下のとおりです。 連絡先：shinkuri@city.joetsu.lg.jp
3	入札説明書	4	第3	1.						入札に関するスケジュール	開札に関するスケジュールをご教示ください。開札を実施する場合、応募者の立会いを希望致します。	応募者が開札に立ち会うことを可能とします。また、開札に関するスケジュールについては、概要説明会開催以降、応募者に通知します。
4	入札説明書	7	第3	2.	(4)	工				入札参加資格要件確認書 その3(様式2-7)	「入札参加資格要件確認書」に記入し、提出した各監理技術者は、各工事着工時まで、ご協議の上変更できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の第3 4.(2)イ4)、(2)イ4)、3)及び2)の配置予定者については、ご理解のとおりです。また、様式2-5、様式2-6及び様式2-7ならびに入札説明書P.15第3 4.(2)イ2)を修正します。様式集(平成25年10月4日修正)ならびに入札説明書(平成25年10月4日修正)を確認してください。
5	入札説明書	8	第3	2.	(5)	イ				概要説明会の実施	11月4日～8日とありますが、その期間中の1日という理解でよろしいでしょうか。もしくはその期間中の半日程度と考えたらよろしいでしょうか。また、概要説明会には審査機関を構成する委員は出席されるのでしょうか。	2時間程度を想定しています。概要説明会には審査機関を構成する委員が立ち会います。
6	入札説明書	9	第3	2.	(5)	イ				質疑事項の公表	「市と応募者の協議の上、公表しないことがある。」とのことですが、「応募者の意向をできるだけ優先する」という理解でよろしいでしょうか。	応募者固有のノウハウに基づく部分については、ご理解のとおりです。
7	入札説明書	10	第3	2.	(7)	オ				ヒアリング	ヒアリングについて、いつ頃開催するかを教示願います。また、ヒアリング用資料の作成が必要な場合は、当該資料の作成に係る日数を考慮いただくことをお願いします。	「入札説明書」P.5第3,2.(1)を確認してください。具体的な日程については、ヒアリング資料の作成日数を考慮したうえで、第2回入札説明書等に関する質問回答の公表時にお伝えします。
8	入札説明書	10	第3	2.	(8)	ウ				著作権	公表等は、御市と応募者の協議の上、決定すると理解してよろしいでしょうか。	公表することで競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容等については、情報公開条例に基づく不開示情報として扱います。ただし、不開示情報に該当するかの判断に際しては、必ずしも事業者との事前協議を行うとは限りません。
9	入札説明書	12	第3	4.	(2)					応募者等の参加資格要件	各業務について主たる業務を担う企業が、第3 4.イの各要件を満たす場合には、「本施設のプラント及び建築物等の設計・建設」「本施設の運営・維持管理」において一部の業務を実施する協力企業が参加資格申請にあたり充足すべき要件は共通の参加資格要件のみと考えてよろしいでしょうか。	一部の業務を実施する企業も当該業務を行う者の参加資格要件を確認します。様式集修正版(平成25年10月4日修正)の様式2-2及び様式2-5を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
10	入札説明書	14	第3	4.	(2)	イ				本施設の建築物等のうち土木部分以外（以下「建築部分」という。）の建設を行う者の要件	申請締切から本現場着手（実際に現場に乗り込む）まで期間が長いので配置予定者の拘束期間が非常に長期に渡ります。要件が満たされていれば、申請時の配置予定者を変更させていただいても宜しいでしょうか。	本表No.4を参照してください。
11	入札説明書	14	第3	4.	(2)	イ				本施設の建築物等のうち土木部分の建設を行う者の要件	申請締切から本現場着手（実際に現場に乗り込む）まで期間が長いので配置予定者の拘束期間が非常に長期に渡ります。要件が満たされていれば、申請時の配置予定者を変更させていただいても宜しいでしょうか。	本表No.4を参照してください。
12	入札説明書	14	第3	4.	(2)	イ	~			各業務を行う者の要件	<p>監理技術者の専任配置が、清掃施設工事業、建築工事業、土木工事業のそれぞれに対して求められていますが、該当する各工事の状況に合わせて、必要な監理技術者を必要な時期に専任配置するものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>・清掃施設工事業(監理技術者)・・・プラント工事の現地着工より ・建築工事業(監理技術者)・・・建築工事の現地着工より ・土木工事業(監理技術者)・・・土木工事の現地工事期間中</p>	建設業法に従って、必要な期間に専任配置を行ってください。監理技術者等を工事現場に専任配置する期間は、契約期間が基本です。ただし、下請工事における主任技術者は、下請工事が実際に施工されている期間が基本となります。
13	入札説明書	14	第3	4.	(2)	イ	~			各業務を行う者の要件	<p>本事業の設計・建設業務を行う構成企業（又は協力企業）が以下の体制の場合、各技術者配置は以下の配置と考えてよろしいでしょうか</p> <p>清掃監理技術者・・・プラント建設を行う企業より専任 建築主任技術者・・・建築部分を行う企業（構成企業又は協力企業）より専任 土木主任技術者・・・土木部分を行う企業（構成企業又は協力企業）より専任</p>	お見込みのとおりですが、これに限るものではありません。お見込みの配置も含めて事業者の提案に委ねます。
14	入札説明書	14	第3	4.	(2)	イ	~			各業務を行う者の要件	土木監理技術者に必要な資格要件である一級土木施工監理技士と同等の資格として、一級建築士または一級建築施工管理技士の資格などが該当するものと考えてよろしいでしょうか。また、その場合、建築監理技術者と土木監理技術者を兼ねることができるものと考えてよろしいでしょうか	お見込みの資格は同等の資格に該当しません。
15	入札説明書	16	第3	4.	(2)	ウ				参加資格の確認	落札者決定を取り消した場合は、次点者が落札決定予定者になるものと理解してよろしいでしょうか。	次点の入札参加者と、地方自治法に基づき随意契約を行う場合があります。
16	入札説明書	17	第5	1.						特別目的会社の設立	本施設の建設終了後に、特別目的会社の本店所在地を本施設内として登記することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
17	入札説明書	17	第5	1.						特別目的会社	運営事業者の本社所在地は、本施設内に設置できると考えてよろしいでしょうか。	本表No.16を参照してください。
18	入札説明書	17	第5	1.						特別目的会社の設立	特別目的会社の本店は本施設内としても宜しいでしょうか。	本表No.16を参照してください。
19	入札説明書	18	第5	3.						売電収入の帰属先	実売電電力量が事業者提案に基づく計画売電電力量を上回った際の事業者へのインセンティブについてご教示ください。	実売電電力量が事業者提案に基づく計画売電電力量を上回った際の売電収入も市に帰属します。
20	入札説明書	18	第5	5.						保険	御市で付保される社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険の補償内容を教示願います。	新たに追加した入札説明書添付資料-5（平成25年10月4日追加）を確認してください。
21	入札説明書	18	第5	5.						保険	万一SPCの過失等（故意は除く）により、本施設の建物・設備に損害を与えた場合に、まず貴市が加入する共済等火災保険の保険金を損害に充当し、当該保険金等で不足する損害等につきSPCに損害賠償を請求するという対応は可能でしょうか。	市に社団法人全国市有物件災害共済会から支払われた場合であっても、共済会がSPCに対して求償することが考えられます。
22	入札説明書	19	第5	7.						業務の委託等	構成員又は協力企業へ委任又は請け負わせる場合は、御市への事前の通知で足りるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書平成25年10月4日（平成25年10月4日修正）を確認してください。
23	入札説明書添付資料-1	2							表1	運営業務委託費の構成	「運営開始前に必要となる諸費用」とありますが、運営業務委託契約書P5の(従業員の確保)第21条6項にて「電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を、建設工事請負契約に基づく工事の開始前までに確保する」との記載があります。これら事業開始前これらの要員費用を運営開始前の準備費用としてよろしいですか。またはこの準備費用は、運営開始前に支払が可能でしょうか。あるいは、これら要員を、建設事業者が確保することは、可能でしょうか	お見込みの費用の計上先は、お見込みの場合も含めて事業者の提案とします。ただし、運営業務委託費の支払い時期は、入札説明書添付資料-1に示すとおりです。
24	入札説明書添付資料-1	3/5	2.	(2)						運営業務委託費	「運営変動費については、計画処理量に基づき毎月1回仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末に精算する。」とありますが、精算とは、3.(2)に記載のある算式に基づいて算出した当該年度の運営変動費との差額を年度末に精算することを示していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	入札説明書添付資料-1	3/5	3.	(1)	ア					運営業務委託費の改定	ごみ量変動について、不測の事態等により計画処理量以上で、かつ施設能力以上のごみ処理が必要となった場合には、その処置及び費用負担等について、別途協議が可能と考えてよろしいでしょうか。	震災その他不測の事態等により計画処理量以上のごみが一時的に搬入されることも想定されます。施設能力以上のごみを定常的に超過して処理する場合は、協議します。
26	入札説明書添付資料-1	3/5	3.	(2)						ごみ量変動に基づく改定	「入札価格の算定にあたっては、運営変動費については、計画ごみ処理量を表1に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。」との規定がありますが、変動費単価は基準ごみ質を想定すればよろしいでしょうか。	処理対象物の実績ごみ質が定常的に計画ごみ質の範囲内にある場合、変動費単価を改定しません。入札説明書添付資料-1（平成25年10月4日修正）を確認してください。変動費単価の設定にあたってのごみ質の設定等については事業者の提案に委ねます。また、P.3/5 3.(1)を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
27	入札説明書 添付資料-1	5/5	3.							表4 運営業務委託費の改定の算定式一覧	「UP0は計画ごみ質から算定される変動費単価を示す」とありますが、この計画ごみ質とは平成29年度（初年度）は基準ごみ質とし、平成30年度以降は前年度実績のごみ質と考えてよろしいでしょうか。	本表NO.26を参照してください。
28	入札説明書 添付資料-1	5/5	3.							表4 運営業務委託費の改定の算定式一覧	変動費単価UPtはごみ質の関数とするとありますが、この関数は関数に用いる変数含め、要求水準書に規定のごみ性状の範囲において事業者より提案するものと考えてよろしいでしょうか。その場合、この関数は事業提案書のどこに記載すればよろしいでしょうか。	本表NO.26を参照してください。
29	入札説明書 添付資料-1	5/5	3.							表4 運営業務委託費の改定の算定式一覧	算定式において、第1四半期から第3四半期に適用するWtとは平成t年度全体における実績処理対象物量ではなく各四半期での実績処理対象物量を意味し、第4四半期には平成t年度を通したごみ質により算定した変動費単価UPtとUP0の差より1年分の運営変動費を精算するという意味でよろしいでしょうか。第4四半期に適用する式は「...-3Wt x ...」ではなく、この3Wtの代わりに第1四半期から第3四半期までの累積処理量と理解すればよろしいでしょうか。	本表NO.26を参照してください。
30	入札説明書 添付資料-1	5/5	表4							運営業務委託費の改定の算定式一覧	UPtとは、3.(1)に記載のある実績ごみ質が計画ごみ質に対して差異が生じ、事業者の提案した変動費単価が実態に整合しないと御市又は事業者が認めた場合に行われる協議の結果、設定された変動費単価を示しているものと理解してよろしいでしょうか。	本表NO.26を参照してください。
31	入札説明書 添付資料-1	5/5	表4							運営業務委託費の改定の算定式一覧	算定式 () 内の改定率の分母がI24とありますが、I25の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。
32	入札説明書 添付資料-2	4/10	2.	(2)						減額率	表中の受入可能、受入不能の判断基準とは、ピット内にごみを投入できるかどうかという基準ということではよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	入札説明書 添付資料-2	8/10	3.	(3)	イ					減額の算定方法	減額の算定方法で「1日当たりの運営固定費」の算定に充てる日数は、運転稼働日数ではなく当該1年間の日数（365日または366日）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書 添付資料-3		1.	(1)及び(2)						設計・建設期間の保険	運営・維持管理期間の保険には免責金額の記載（「免責金額：なし」）がありますが、設計・建設期間の保険についてはありません。設計・建設期間の保険の免責金額については、応募者に任せるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
35	入札説明書 添付資料-3		1.							事業者が付与する保険について	設計・建設期間における保険に関して、保険期間が「着工日から」とありますが、現地着工日と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	入札説明書 添付資料-3		2	(1)						運営・維持管理期間の保険	填補限度額に「最大 億円」とありますが、これは「 億円以上」との意味でしょうか。念のため確認させてください。填補限度額の最大値を設定すると、リスク分析次第では保険によるリスク処理に制約がかかる可能性があります。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書 第 編 設計・ 建設業務編	2	第1章	第1節	2.	4)				基本事項、敷地	第2クリーンセンターの解体・整備部分、新設廃棄物処理施設とくるみ家族園までの温水供給配管ルート、また灰色の網掛け以外の部分については、計画にあたり現地確認が必要かと存じます。現地見学は可能でしょうか。個々での見学が不可であれば、現地見学会を要望致します。	本表No.2を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第1章	第1節	3.	1)	(5)					
38	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	3	第1章	第1節	3.	1)	(5)			熱エネルギー	「給湯・暖房等の本施設の余熱利用等に用いること」と記載がありますが、P85の4.場内冷暖房設備、5.給湯用温水設備には電気式と記述があります。P85に記載の電気式を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
39	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	3	第1章	第1節	3.	2)	(3)			全体計画、工事計画	工事中における工事関係車両は、原則として事業実施区域東側（下名柄東中島線）からの搬入となっておりますが、メンテナンスを考慮しながらの南側公衆用道路の使用は可能でしょうか。	要求水準書のとおり、工事中の工事関係車両は、事業実施区域東側に隣接する市道（下名柄東中島線）から事業実施区域内に進入することとします。
40	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	3	第1章	第1節	3.	2)	(5)			工事計画	「工事中に一般車両が事業実施区域南側道路から事業実施区域に進入することの無いように配慮すること」とありますが、ここで言う「南側道路」とは事業実施区域の南側に平行して隣接する道路（P139図3-1での公衆用道路）のことでしょうか。もしくは事業実施区域「内」南側道路（P139図3-1での導入道路）のことでしょうか。	ここで言う「南側道路」とは、事業実施区域の南側に隣接する道路（p139 図3-1での公衆用道路）のことです。
41	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	3	第1章	第1節	3.	1)	(8)			全体計画	環境影響評価書の内容に関し、工事条件の制約等を生じる等、提案内容の変更を要する場合は、協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	環境影響評価書の内容に関し、工事条件の制約等を生じるなど、提案内容の変更を要する場合は、提案内容が入札説明書等の要件を満たしている場合に限り、建設事業者と市が協議するものとします。
42	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	3	第1章	第1節	3.	2)				工事計画	工事期間中は事業実施区域内の既存導入道路（下図の赤色実線部分）はごみ搬入車両及び一般車両の通行がないものと考えてよろしいでしょうか	図示されている赤色実践部分について、工事期間中は原則として、収集車両及び一般車両は通行しないものと計画しています。
43	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	5	第1章	第1節	5.	3)				搬入道路及び導入道路	搬入道路及び導入道路の記載がありますが、要求水準書添付資料-1 事業実施区域関連資料（付近見取図）において、水色の破線で書かれた「事業敷地南西部導入道路」及び「事業敷地東側導入道路」が要求水準書5ページに記載の「搬入道路」に該当する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	5	第1章	第1節	5.	4)	(1)			敷地周辺設備 電力	表1-13 「特別高圧電線路敷設工事に係る工事負担」において、鉄塔が工事負担金の中に含まれていることから、建設事業者は鉄塔配置スペースを確保し、整備、受電後の保守点検等は電力事業者が実施するものと理解でよろしいでしょうか。	電力事業者が設置する鉄塔自体については、ご理解のとおりです。
45	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	6	第1章	第1節	6.					工期	第2クリーンセンターの運転計画から、仮設施設の解体工事が開始可能となる時期を教示ください。	「要求水準書第編設計・建設業務編 p173 第4章 第1節 1.3)」を参照ください。 契約後、建設事業者と協議するものとします。
46	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	10	第1章	第2節	3.	1)	(2)			搬出車両	既設クリーンセンターにおいてセミトレーラ（20t）は利用されていますでしょうか。利用されている場合、計量形態をご教示ください。	焼却灰の搬出を外部に委託しており、セミトレーラで搬出する場合がありますが、計量は実施していません。
47	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	10	第1章	第2節	3.	2)				搬入形態	可燃性粗大ごみはトラック（4t）での搬入が多いと推測致しますが、ダンプによる積み降ろしを想定した形態で持ち込まれることはありますでしょうか。その場合、どの程度の割合になるのでしょうか。	搬入物の確認及び安全確保の観点から可燃性粗大ごみの搬入は、手下ろしを原則としますが、分別が確実に行われているもの等については、ダンプによる積み降ろしが可能な構造としてください。
48	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	10	第1章	第2節	3.	2)				搬入形態	燃やせないごみ破碎残渣はトラック（4t）で搬入されますとありますが、このトラックはダンプ可能で、投入扉から直接投入が可能な形態と考えてよろしいでしょうか。	燃やせないごみ破碎残渣は、ダンプによる積み降ろしが可能なトラックで搬入することを計画しています。
49	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	12	第1章	第2節	5.	3)				場外余熱利用	現状、既設第1クリーンセンターと上越リゾートセンターくるみ家族園との電気および信号取合はありますでしょうか。また新施設において、電気、信号の取り合いの考慮は必要でしょうか。	既設第1クリーンセンターと上越リゾートセンターくるみ家族園との間には、電気および信号取合はありません。また、新施設においても電気および信号取合の必要はありません。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
50	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	14	第1章	第3節	1.	3)				騒音	事業敷地境界において、とありますが、事業敷地境界とは、要求水準書添付資料-1 事業実施区域関連資料(事業実施区域図)の赤線が境界線と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	17	第1章	第4節	1.	1)	(2)			実施設計にあたって参考とする図書	「実施設計は、各種法規及び次の図書(最新版)に準拠し…」と記載がありますが、最新版とは、契約時点での最新版と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、実施設計時の最新版が契約時の最新版と異なる場合は、受注者が両者の変更点を確認し、本施設の設計に関連のある場合は市と協議のうえで対応を決定することとします。
52	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	19	第1章	第4節	2.	1)	(6)			建設工事、設計図書	その他市が指示するものをご教示願います。	必要に応じて、適宜市が指示します。
53	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	21	第1章	第4節	2.	5)	(1)			建設工事、工事条件 負担金	鉄塔建設工事について、電力会社との工事区分について、ご教示願います。	受電の第1柱となる鉄塔自体の建設は、東北電力株式会社が実施する予定です。詳細は、東北電力株式会社との協議によります。本表No.44も参照してください。
54	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	22	第1章	第4節	2.	5)	(1)			負担金	第2期工事負担金契約・工事負担金清算の工事概要に「鉄塔建設」の記載がありますが、本施設内に設置する鉄塔についても、工事負担金の範囲に含まれると考えてよろしいでしょうか。	電力事業者が設置する鉄塔についてはご理解のとおりです。工事負担金額については、入札説明書p17「第4 2.(2)ウ 価格審査」を参照してください。
55	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	22	第1章	第4節	2.	5)	(1)			負担金	施設内鉄塔が工事負担金の範囲外となる場合に、電力会社様より、鉄塔の仕様、条件等について提示されているものがありましたらご教示頂けませんでしょうか。	本表No.54を参照してください。
56	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	22	第1章	第4節	2.	5)	(4)			残存工作物	事業実施区域になんらかの工作物があった場合には、工事期間・費用等について協議して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、解体対象施設の基礎等は協議の対象外とします。建設工事請負契約書(案)p12「第38条(事前調査)」も参照してください。
57	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	22	第1章	第4節	2.	5)	(5)			地中障害物	土壌汚染対策法の対象となる地中障害物は存在しないものとして計画を行うことよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	22	第1章	第4節	2.	5)	(8)			建設工事、工事条件 工事用車両の搬入 出経路	事業敷地東側に隣接する市道(下名柄東中島線)から事業実施区域に搬入することは、現在の第二クリーンセンターにて使用中の進入口を指定しているということでしょうか。	工事用車両の進入口を、現在上越市第2クリーンセンターで使用している進入口に限定するものではありません。追加で添付する要求水準書添付資料-32「工事中の動線計画図(参考)」で示すような工事用車両の進入口も設定可能です。
59	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	22	第1章	第4節	2.	5)	(8)			建設工事、工事条件 工事用車両の搬入 出経路	既存導入道路を工事車両が通行するにあたり、通行時間帯をずらすという配慮が求められています。既存クリーンセンター及びその他一般車両の既存導入道路の利用状況(時間帯毎の搬入台数等)について、データ開示を願います。	「要求水準書添付資料-10 搬入車両台数実績」を参照ください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
60	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	24	第1章	第4節	2.	5)	(15)			工事に伴う環境調査	環境モニタリング調査の内容について市様にて、想定しておられる時期・測定箇所数・回数をご教示願います。	<p>工事中の環境調査は以下の内容を想定しています。</p> <p>粉じん：敷地境界1地点：粉じんの影響が想定される敷地造成工事及び土木建設工事の施工期間（デボジットゲージ法による月毎の測定）</p> <p>環境騒音及び環境振動：敷地境界1地点：工事期間中（連続測定）</p> <p>道路交通騒音及び道路交通振動：下名柄地点1点：工事計画、工事用車両の運行台数が最多となる時期（1回）</p> <p>水質（濁度）：仮設沈砂池放流口1地点：工事期間中（連続測定）</p> <p>地盤沈下（地下水位）：事業実施区域内に受注者が設置する観測井戸5箇所：工事期間中（連続測定）</p> <p>なお、環境影響評価書において、施設共用後の事後におけるモニタリングを行うこととなった場合には、当該モニタリングは市が行うこととし、受注者の業務範囲には含みません。</p>
61	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	24	第1章	第4節	2.	5)	(15)			建設工事、工事条件 工事に伴う環境調査	環境モニタリング等調査は、周辺の地盤変形の他に、騒音・振動・粉じんについても対象とされているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	24	第1章	第4節	2.	5)	(15)			建設工事、工事条件 工事に伴う環境調査	地盤変形等とは地盤沈下との理解で宜しいでしょうか。	地盤沈下も含まれます。
63	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	25	第1章	第5節	1.	2)				使用材料規格	国外の材料や機器等を使用する場合はJIS規格が設けられておりませんので、その場合は「JIS規格に準ずる基準」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、国外の材料や機器等を使用する場合、受注者は国外における規格等とJIS規格との比較資料を作成し、同等以上の性能が認められることを証明し、市の承諾を得ることとします。
64	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	25	第1章	第5節	1.					海外調達材料及び機器等の使用	民間事業者の創意工夫による経済的メリットを出すためにも、海外調達材料及び機器等の使用に対する要件について建設事業者が責任を持って品質を確保することを前提に、記載要件を緩和いただけないでしょうか。（産業廃棄物処理施設への採用実績や建設中施設への採用実績のある機器についても海外調達をお認めいただく等）	要求水準書のとおり、国内の一般廃棄物処理施設に、建設事業者が納入した実績があることとします。
65	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	26	第1章	第6節	1.	6)				試運転	試運転時のごみは、貴市と事前に協議し、必要量を貴市にて確保いただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	32	第1章	第7節	2.	2)				表1-14 引渡性能試験方法 22 その他	備考欄に「炉室、電気関係諸室などの室温測定など発注者が必要と認めるもの」との記載がありますが、具体的に想定している項目、保証値がありましたら要求水準書に規定頂きますようお願い致します。	要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
67	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	32	第2章	第7節	2.	2)	表1-14			性能保証事項	21.粉じんの測定場所から、「ろ過式集じん器出口」を除外してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
68	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	43	第2章	第1節	7.	1)				地震対策	発電用火力設備の技術基準を定める省令に準じた設計との記載ですが、地震対策としては、プラント機器のアンカボルトの設計、炉体鉄骨や復水器支持架台鉄骨の耐震計算を、P.156第3章第2節4．構造計画に準じて行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	47	第2章	第2節	3.	5)	(5)			プラットホーム出入口扉	ごみの受入を行っていない時間帯の雪の吹き込みが防止できる場合、付属品としてシャッタを設置しない提案は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答	
70	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	47	第2章	第2節	4.					ダンピングボックス	扉（シャッター）を設置するとのご指示ですが、ごみ投入時以外には「ごみビットとの隙間が生じない」構造のものであれば、扉（シャッター）を設けない計画としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。	
71	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	50	第2章	第2節	6.	3)	(10)				ごみクレーン稼働率	33%は投入に関する稼働率を指し、積み替え、攪拌を残りの67%で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ここで言う「稼働率」は、焼却炉へのごみ供給に用いるごみクレーンの稼働割合を指しております。
72	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	50	第2章	第2節	6.	5)	(6)				ごみクレーン	予備バケット置場設置とありますが、平成25年7月26日付け「実施方針等に対する質問・意見への回答」の13/32ページで、「この予備バケット置場は、クレーン2基の内の1基予備機用を指すものであり、予備バケットの要否は事業者提案で考えて良い回答になっています。前回の回答通り「予備バケットの要否は事業者提案」で計画してよろしいでしょうか。	クレーン2基（内1基予備）とは別途、予備バケットを整備するものとします。
73	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	51	第2章	第2節	6.	5)	(11)				ごみクレーン 特記事項	ごみクレーン操作室の窓に超耐熱結晶化ガラスまたは同等以上のご指示がありますが、防火区画に絡まない場合は同強度の他ガラスの使用としても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
74	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	51	第2章	第2節	7.	5)	(2)				粗大ごみ破砕機稼働時間	「本施設の受付時間内である8：30～11：30、13：00～16：30の間で稼働時間を5時間以上に延長することもあわせて、能力の検討を行うこと。」とありますが、一時貯留した粗大ごみを破砕する場合は、搬入受付時間以外を利用して破砕処理を行うことは安全上メリットがあるため、破砕機の稼働時間は受入時間に関わらず事業者提案としてよろしいでしょうか。	ピーク時のみ市と協議し、市の了解を得た上で8：00～20：00の間で5時間以上に延長できることとします。破砕機の能力は、稼働時間に関らず、4t/h以上としてください。要求水準書平成25年10月4日修正版を確認してください。
75	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	54	第2章	第3節	1.	5)	(13)				鳥インフルエンザ 感染動物の死骸	平成25年7月26日付け「実施方針等に対する質問・意見への回答」の14/32ページNo.91では、鳥インフルエンザに感染した小動物のホッパ投入までは市殿所掌となっておりますが前回の回答書通りと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	63	第2章	第4節	1.	4)	(3)				エコノマイザ	エコノマイザ下部ホッパは、消石灰が混入しない箇所であり反応生成物は発生せず、また酸露点以上の温度であり腐食環境は厳しくないため、材質は実績のある炭素鋼としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
77	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	69	第2章	第4節	10.						蒸気復水器	出口温度制御は回転数制御による自動制御と記載されておりますが、回転数及び台数制御の計画としてもよろしいでしょうか。	ご提案の計画を認めます。
78	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	75	第2章	第5節	3.	5)	(2)				HCL, SOX除去設備	薬剤貯留槽周りは清掃が可能なものとし、洗浄水栓の要否は事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	76	第2章	第5節	3.	5)	(7)				ブロワの数量	ブロワは交互運転とのご指定ですが、2炉共通予備を1基設けることで、常用2基+共通予備1基の計3基としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	78	第2章	第5節	5.	2)					ダイオキシン類 除去設備	数量2基に対して平成25年7月26日付け「実施方針等に対する質問・意見への回答」の16/32ページNo.109では、薬剤貯留装置は共用とする回答になっています。前回の回答通り「薬剤貯留装置は共用とし、1基」で計画することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
81	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	84	第2章	第6節	3.					場外余熱利用設備	「実施方針等に対する質問・意見への回答（平成25年7月26日付）NO.118」にて、「温度条件については既存設備（第1クリーンセンター～くろみ家族園）と同様と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。」という質問に対して「ご理解のとおりです。」と回答いただいておりますが、既存施設建設事業者のみがわかる情報であり、公平性の意味でも、温水温度、圧力、循環水量等について条件の開示をお願いします。	要求水準書のとおり、温水温度、圧力、循環水量等については測定データが無いため、開示できません。
82	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	84	第2章	第6節	3.	3)	(1)			場外余熱利用設備	2.6GJ/hとのご指定ですが、これは熱交換量、つまり供給熱量から戻り熱量を差し引いた量を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。 また様式6-20に記載する提案売電電力量は、全休炉期間を除き、常時2.6GJ/hの熱量を供給する条件で算出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	84	第2章	第6節	3.	5)	(2)			場外余熱利用設備 特記事項	上越リゾートセンターくろみ家族園への予熱供給熱量は2.6GJ/hとのことですが、供給する温度や圧力についてご教示願います。	本表No.81を参照してください。
84	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	85	第2章	第6節	3.	5)	(5)			場外余熱利用設備	くろみ家族園との取り合い点における「バルブ等の更新」が工事範囲に含まれていますが、要求水準書添付資料-1（温水供給配管設置ルート案）に示されている既設配管（地下埋設）については、更新工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。また、更新するバルブ仕様（形式、口径、材質等）をご教示ください。	前段の質問については、ご理解のとおりです。 後段の質問については、追加で添付する要求水準書添付資料-24「上越市リゾートセンターくろみ家族園との取合い点の現状（平成25年10月4日追加）」を参照してください。更新するバルブは劣化が進んでおり、仕様を確認することが困難な状態にあるため、より詳細な情報は現地確認時に確認してください。
85	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	93	第2章	第8節	5.	3)	(11)			主灰クレーン	主灰クレーンの操作方式は「遠隔手動、半自動、全自動」とされております。ごみクレーンの常時稼働と異なり、主灰クレーンは常時稼働ではなく、主要な作業が搬出車両への積み込み作業と積出重量の管理であるため、操作方式としては「遠隔手動、半自動」として計画してもよろしいでしょうか。	主灰クレーンの操作方式は、「遠隔手動、半自動」とします。
86	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	93	第2章	第8節	5.	5)	(2)			主灰クレーン	横行レールを設置しない場合でも、両側の走行レールの点検に支障が無ければ、片側に安全規則、法規等に準拠した安全通路を設けることは可能でしょうか。	要求水準書のとおり、横行レールを設置しない場合には、走行レールに沿って両側に安全規則、規定等に準拠した安全通路を設けるものとします。
87	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	98	第2章	第9節	1.	1)				共通事項	プラント用受水槽に上水配管と井水配管を接続とありますが、適切なサイズ、吐水口空間、オーバーフロー等が確保されていればクロスコネクションにはならないと考えて宜しいでしょうか。	事業者が関係法令等に従って設計・建設します。 要求水準書 p99「図2-1給水フロー（参考）」も参照してください。
88	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	98	第2章	第9節	1.	2)				共通事項	水源井揚水設備（建屋）の現地調査は可能でしょうか。また、水源井ポンプは建屋内にあると考えて宜しいでしょうか。	前段の質問については、本表No.2の回答も参照してください。 後段の質問については、ご理解のとおりです。
89	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	98	第2章	第9節	1.	6)				井水引込み	水源井揚水設備から井水取合点までの埋設経路、埋設深さ、供給圧力がわかる既存図面、資料をご提示願います。また、配管の更新経路は現状と同じと考えてよろしいでしょうか。	前段の質問については、追加で添付する要求水準書添付資料-25「井水配管関連資料（平成25年10月4日追加）」を参照してください。 後段の質問については、ご理解のとおりです。 なお、水源井揚水設備は新潟県の設置許可を受けた設備であり、本業務において使用用途変更に係る新潟県との協議及び手続きを行う必要があります。詳細は要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
90	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	98	第2章	第9節	1.	6)				共通事項	水源井揚水設備から井水取合点までの給水配管のルートをご教示願います。	本表No.89を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
91	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	98	第2章	第9節	1.	8)				給水設備 共通事項	水源井揚水ポンプの更新に際して、既設建築物には機器搬出入に十分な開口等があると考えてよろしいでしょうか。 水源井揚水ポンプ用非常用電源設備に可搬式を採用する場合、既設水源井揚水設備内に未使用時の保管・非常時の設置スペースが確保可能であると考えてよろしいでしょうか。	追加で添付する要求水準書添付資料-26「水源井揚水設備建屋関連資料（平成25年10月4日追加）」を参照してください。
92	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	98	第2章	第9節	1.	9)				上水取合い	上水本管の供給圧力をご教示願います。	供給圧力は標準で0.20Mpa以上（最低でも0.15Mpa以上）です。
93	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	98	第2章	第9節	1.					井水	水源井揚水設備から既存クリーンセンターへの井水供給が現在実施されているか、ご教示ください。また既存クリーンセンターへの井水供給がある場合には、その使用用途先および使用量をご教示願います。	水源井揚水設備から既存クリーンセンターへの井水供給は、現在実施されておりません。
94	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	100	第2章	第9節	2.	1)				水槽類、水槽類リスト	本施設に係わる消防用水の他に消防水利の設置は不要と考えて宜しいでしょうか。必要な場合、その内容をご教示願います。	本施設に係わる消防用水の他に消防水利の設置は不要です。
95	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	101	第2章	第9節	4.					水源井揚水ポンプ用非常用電源設備	非常用電源設備を用いて水源井揚水ポンプを稼働させる主たる目的は、プラント運転を継続させることではなく、緊急時に地域住民への生活用水を確保することとの理解でよろしいでしょうか。	非常用電源設備を用いて水源井揚水ポンプを稼働させる主たる目的は、プラント運転を継続させることです。
96	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	107	第2章	第11節	1.	1)				電気設備 共通事項	「敷地内の地中引込管路（配線は電気事業者所掌）は建設事業者にて施設すること。」とありますが、一般的に電力事業者との責任分界点は鉄塔からの特高受変電設備接続部となることから、特高受変電設備棟以降の工場棟までの配電を地中埋設方式とする場合でも地中引込管路内の配線は建設事業者所掌との理解でよろしいでしょうか。 また、鉄塔から特高受変電設備棟への引き込みは地中引込に限定されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
97	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	108	第2章	第11節	1.	25)				第2クリーンセンター跡地への電力供給量	「本施設で得られた電力を上越市第2クリーンセンター跡地へも配電できるよう配電回線を設けること。配電の容量、電圧等は市と協議により決定する」と記載ありますが、具体的配電容量（kW）、電圧（kV）をご教示願います。 また上記施設以外でもありましたらご教示願います。	前段の質問について、配電電圧は6.6kV、配電容量は市と協議のうえ決定することとします。 後段の質問について、他の施設はありません。
98	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	108	第2章	第11節	1.	25)				電気設備 共通事項	第2クリーンセンターへの将来配電用ハンドホールを特高受変電設備棟東側側面に用意することのご指定ですが、ハンドホールを特高受変電設備棟周囲に設けるものとし、位置は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
99	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	109	第2章	第11節	3.	1)	(1)			ガス絶縁開閉装置	「実施方針等に対する質問・意見への回答（平成25年7月26日付）」では、縮小型ガス絶縁開閉器も可とありましたが、入札公告においても有効と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
100	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	109	第2章	第11節	3.					特別高圧受変電設備	ガス絶縁開閉装置の仕様について「キュービクル形ガス絶縁開閉装置（C-GIS）」とされておりますが、縮小形ガス絶縁開閉装置の採用も可としていただけませんかでしょうか。	No.99を参照してください。
101	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	115	第2章	第11節	8.					非常用電源設備	本施設の非常用電源設備は、商用電源停止時の炉停止用及び1炉立上げ用として設置いたします。商用電源停電中の電源として利用された場合、長時間の連続運転となり、灯油燃料では長時間運転が出来ない場合がありますので重油または軽油の採用も可として頂けませんでしょうか。	要求水準書のとおり、非常用電源設備の燃料は灯油とします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第2章	第12節	5.	2)						
102	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	125	第2章	第12節	5.	2)				中央監視盤	中央監視盤は、オペレーターズコンソールとの列盤形状とし、見学者への配慮として、オペレーターズコンソール画面とITV映像を中央制御室設置の70インチモニタに表示する構成で計画してよろしいでしょうか。	ご提案の計画を認めます。
103	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	126	第2章	第12節	5.	3)	(4)		八	ごみクレーン制御装置	ピット火災検知器温度情報は、ごみクレーン制御装置近郊に設置するピット火災検知器制御盤に表示するため、ごみクレーン制御装置には表示させなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、ごみクレーン制御装置にピット火災報知器温度情報を表示する機能を有することとします。
104	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	129	第2章	第13節	4.	3)				洗車装置仕様	既設工場の洗車装置の仕様（形式、噴射水量等）、および1日あたりの洗車水使用量をご教示願います。	前段の質問については、追加で添付する要求水準書添付資料-27「既存クリーンセンターの洗浄装置仕様（平成25年10月4日追加）」を参照してください。後段の質問については、約6m ³ /日としてください。
105	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	131	第2章	第13節	11.					作業環境用脱臭装置	作業環境用脱臭装置を要求水準書p52に記載の8.脱臭装置と兼用することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	131	第2章	第13節	12.					動物の死骸専焼炉	搬入される大型動物は鹿、大型犬等と考えてよろしいでしょうか。焼却炉選定にあたり、大型動物の体長、重量等をご教示願います。	大型動物は、鹿、大型犬及びイノシシ等を想定しており、重量は約60kg/頭と想定しています。例えば、頭胴長約130cm、体高約75cm、体重30～40kgの鹿等を想定しています。
107	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	133	第3章	第1節	1.	1)	(13)			地中障害撤去	地中障害物撤去にかかる費用は、別途精算していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	受注者と市の協議によるものとします。建設工事請負契約書（案）p12「第38条（事前調査）」も参照してください。
108	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	137	第3章	第1節	3.	2)	(1)			導入動線計画	再整備の対象となる現状事業実施区域内南側に設けられている道路の仕様を教示ください。（ロードヒーティング有無など）	現状事業実施区域内南側に設けられている道路の仕様は、追加で添付する要求水準書添付資料-25「井水配管関連資料（平成25年10月4日追加）」のうち、路面復旧標準断面図を参照してください。なお、ロードヒーティングは整備されておりません。
109	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	134	第3章	第1節	2.	2)	(4)			寒冷地対策	事業敷地における冬季の風向、風速データがありましたら、教示ください。	追加で添付する要求水準書添付資料-28「風向・風速データ（平成25年10月4日追加）」を参照してください。
110	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	140	第3章 第1章	第2節 第4節	1.	1)	(2)			建築工事	140頁に「新潟県建築工事共通仕様書」によることとありますが、新潟県建築工事共通仕様書は平成23年の改定により、技術的な部分に関しては「公共建築工事標準仕様書 平成22年版」に準拠することとなっております。この場合、17頁の記載を優先し、「公共建築工事標準仕様書 最新版（質問書提出時点では平成25年版）」に準拠すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	142	第3章	第2節	2.	1)	(2)		ホ	諸室計画 中央制御室	洗濯機・乾燥機の設置場所、設置台数は事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	143	第3章	第2節	2.	1)	(2)		八	灰クレーン操作室	監視窓に自動洗浄装置を設置するとありますが、平成25年7月26日付け「実施方針等に対する質問・意見への回答」24/32ページNo.170では、自動洗浄装置を設置しないことでも「可」とします。と回答されています。前回の回答書通り「窓外面に容易にアクセス、洗浄が可能な場合」は設置しない計画としてよろしいでしょうか	要求水準書のとおり、原則として灰クレーン操作室に自動洗浄装置を設置することとします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第3章	第2節	2.	1)	(2)					
113	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	144	第3章	第2節	2.	1)	(2)		口	各施設計画、諸室計画 見学者用便所	多目的便所には呼出装置を設置するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	145	第3章	第2節	2.	2)	(2)			管理棟計画 諸室計画	各諸室への要求仕様の中で、「市の要求する仕様で」等の不明確な記載がありますので、要求仕様、数量等を明確化頂きますようお願い致します。	市の要求する仕様の参考資料として追加で添付する「要求水準書添付資料-29 上越市汚泥リサイクルパーク備品仕様（参考）（平成25年10月4日追加）」を参照してください。
115	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	145	第3章	第2節	2.	2)	(2)			管理棟計画 諸室計画	ラウンジの仕様として、「電子端末で各種プロセスデータやI T Vカメラの情報、公害監視用データ表示盤のデータ等の中央制御室のモニタ画面に表示できる全情報を表示し、見学者が閲覧できる機能を有する設備を設けること。」との記載がありますが、運営ノウハウに関する情報も含まれますので、表示する内容については協議の上決定するものとさせて頂けますようお願い致します。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	154	第3章	第2節	3.	(3)				見学・学習機能計画	「個別での見学者も職員の付き添いなく自由に見学ルートを周回できるよう、安全な見学ルートを計画すること。」とありますが、個別で付き添いのない見学者においても原則、工場棟から直接の入場・退場はないものとし、管理棟からの入場・退場と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	154	第3章	第2節	3.	(4)				見学・学習機能計画	見学者の二方向避難経路は、建築基準法に従い必要箇所に設置するものと理解してよろしいでしょうか。	二方向避難経路は要求水準書に記載の通り確保してください。建築基準法に準拠したもので、見学者の安全を十分に考慮した計画としてください。尚、評価項目となっておりますので様式6-25を参照してください。
118	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	161	第3章	第2節	5.	表3-4				外部仕上げ	鉄骨造の外壁は押出成形セメント板が参考として記載されていますが、凍害に配慮した上で、その他の材料を使用することができるかと考えてよろしいでしょうか。	あくまで参考仕様として提示しておりますので、変更は可能ですが、凍害及び断熱等の機能性に加え、意匠性にも十分に配慮した材料の選定を行ってください。
119	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	163	第3章	第3節	1.	1)	(4)			土木工事、敷地造成工事	盛土材は購入土とすることを原則とするありますが、当該地下構造構築に伴い掘削残土が大量に発生します。掘削残土をセメント改良等により所定の品質が確保できれば現場発生土を盛土材として利用しても問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	163	第3章	第3節	1.	2)	(2)			土木工事、山留・掘削	残土の場外自由処分に対する御市との詳細な協議とは具体的にどのような内容を想定されているのでしょうか。	主には搬出先についての協議を想定しております。
121	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	165	第3章	第3節	2.	4)	(3) (4)			外構工事 植栽・芝張工事	搬入道路に並行して配置されている既存樹木については、伐採処分・移植等に関して制約はありますでしょうか。	要求水準書添付資料-1「事業実施区域関連資料（付近見取図）」に示す“既存導入道路”に並行して配置されている既存樹木については、伐採処分・移植等に特に制約はありません。
122	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	165	第3章	第3節	2.	5)	(1)			外構工事、門・囲障工事	門柱の設置位置の「東側接道部」及び「西側接道部」とは、導入道路の東側端部及び西側端部。すなわち下名柄東中島線との接合部及び事業実施区域南側に隣接する道路との接合部と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	165	第3章	第3節	2.	5)	(3)			外構工事、門・囲障工事	囲障の設置は最小限とありますが、調整池等必要箇所以外、敷地外周のフェンス等は不要との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書 第編設計・ 建設業務編	169	第3章	第4節	9.					配管工事	配管材質は参考とのことですが、衛生器具接続管また、2階以上の便所の汚水管はV Pも可能でしょうか。	あくまで参考仕様として提示しておりますので、変更は可能ですが、機能性、維持管理性、耐久性等を総合的に判断して適切な仕様を選定してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第3章	第5節	3.	3)						
125	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	170	第3章	第5節	3.	3)				照明コンセント設備工事	照明設備は、原則天井埋め込み型との記載は、居室部分に関するものと理解してよろしいでしょうか。	プラント設備室等について天井埋め込み型に限りませんが、居室以外についても見学ルート、管理棟等は意匠性に配慮するものとしてください。
126	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	170	第3章	第5節	4.	1)	(3)			その他電気設備工事 自動火災報知器設備工事	自動火災報知設備の受信機設置場所について、主たる設置場所を中央制御室とし、管理棟事務室等は副受信機設置と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	171	第3章	第5節	4.	3)	(3)			その他電気設備工事 拡声放送設備工事	拡声放送設備のアンプ設置場所は中央制御室と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	175	第4章	第1節	4.	1)	(2)			仮施設設機械設備工事 空気調和設備	各室個別運転可能なものというのは冷暖同時という考えでしょうか。	冷房暖房含め、各室個別管理するものとしてください。
129	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	176	第4章	第1節	4.	4)	(2)			仮施設設機械設備工事 衛生設備工事	消音設備とは擬音装置のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	176	第4章	第1節	5.					仮施設設電気設備工事	仮施設への電力供給、弱電設備の接続及び既存管理棟、渡り廊下の解体を計画するに際して、既存上越市第2クリーンセンター管理棟ならびに工場棟の電気設備図面をご提示願います。	仮施設へは、第2クリーンセンター工場棟1階の電気室に設置されている電灯盤、動力盤より受電します。追加で添付する「要求水準書添付資料-30 上越市第2クリーンセンター電気室位置図（平成25年10月4日追加）」を参照してください。
131	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	176	第4章	第1節	5.	1)	(1)			仮施設設電気設備工事	仮施設の電気供給は、第2クリーンセンター管理棟への引込線よりとありますが、受電できる盤の位置をご教示ください。	本表No.130の回答を参照してください。
132	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	178	第4章	第2節	2.	3)				杭撤去	杭は全て撤去することとありますが、渡り廊下の工場棟側は工場棟に近接しており、撤去は困難と考えられます。渡り廊下の工場棟側に近接する杭の撤去は行わないものとしてよろしいでしょうか。	施工に際し、第2クリーンセンターの運営に支障をきたす場合、市との協議により未撤去の杭の記録を残した上で、撤去しなくてもよいものとします。既存渡り廊下、工場棟側（X3通り）の杭は施工上困難であれば撤去を行わないものとしても構いませんが、最終的には市との協議により決定します。
133	要求水準書 第編 設計・ 建設業務編	全般									平成25年7月26日公示の「実施方針等に対する質問・意見への回答」においてご回答いただいた内容は、引き続き有効と考えてよろしいでしょうか。また、前回ご回答いただいた内容と要求水準書に記載されている内容が異なっている場合、どちらが有効となりますか。	前段の質問について、「実施方針等に対する質問・意見への回答」は有効ではありません。後段の質問について、平成25年7月26日公示の「実施方針等に対する質問・意見への回答」において回答した内容と要求水準書に記載されている内容が異なっている場合、要求水準書が有効となります。
134	要求水準書 第編 運営・ 維持管理業務編	2	第1章	第1節	3.					運営事業者の業務範囲	水源井揚水設備の維持管理について、建設工事に含まれない部分の維持管理についても事業範囲に含まれるのでしょうか。（例：水源井揚水設備の建物） また、井水の使用先は本施設並びに上越市汚泥リサイクルパークであることから、定期的な水質分析管理は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	要求水準書 第編 運営・ 維持管理業務編	12	第3章	第2節	10)					受付・計量業務	「混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみの種類毎に個別に計量できるように受付を実施する。」とありますが、直接搬入車両のうち、その混載ごみを搬入する車両の頻度、台数およびごみの種類、最大重量をご教示願います。	ご要望のデータはございません。 なお、混載のパターンとして事業系ごみ及び家庭系ごみが混入しているパターンと、剪定枝類（無料）及び伐採樹木類（有料）が混載しているパターン等があります。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
136	要求水準書 第編 運営・ 維持管理業務編	13	第3章	第3節	4)					搬入管理	「処理不適物等が残った場合の対応には、市と協議し決定すること」とありますが、その前段に「運営事業者は本施設の処理不適物を処理しない」とのことですので、原則、市殿にて運搬、処分頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書 第編 運営・ 維持管理業務編	21	第5章	第2節						表5-1 業務期間中の測定項目 大気ばいじん中の重金属分析	ばいじん中の重金属分析は、飛灰処理前の飛灰を分析することによろしいでしょうか。また、重金属分析の項目にご指定はありますでしょうか。	本項目は削除とします。要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
138	要求水準書 第編 運営・ 維持管理業務編	21	第5章	第2節						表5-1 業務期間中の測定項目 大気粉じん	備考欄に4地点とありますが、敷地境界での4地点と理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
139	要求水準書 第編 運営・ 維持管理業務編	21	第5章	第2節						表5-1 業務期間中の測定項目 土壌分析	土壌分析の溶出試験と含有試験の項目についてご指定はありますでしょうか。	本項目は削除とします。要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
140	要求水準書 第編 運営・ 維持管理業務編	22	第5章	第3節	2.	5)				要監視基準値を超過した場合の対応	「5）作業完了後の運転再開」とありますが、要監視基準値を超過した場合、基本的には施設を停止せずに原因解明、改善作業等を行い、停止作業が必要となった場合のみ本項目に準拠するものと考えてよろしいでしょうか。	要監視基準値を超過した場合、基本的には本施設を停止しないものとします。要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
141	要求水準書 第編 運営・ 維持管理業務編	23	第5章	第4節	1.					再処理の対象範囲	鉛及びその化合物が溶出基準を超過し、再処理が必要となる場合、運搬、処分等に要する費用の負担先は、超過した責任の所在が市殿が運営事業者かにより分かれるものと考えてよろしいでしょうか。 また、責任が運営事業者にある場合、運営業務委託契約書（案）第13条第2項に記載の通り、第三者に委託し、又は請け負わせることは法的にも問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の場合の再処理については、本施設で行うことを想定しています。費用については、運営事業者が負担します。ただし、鉛及びその化合物の溶出基準の超過が運営事業者の責めに帰すべき事由でないことを運営事業者が明らかにした場合は、費用の負担は契約の規定に従って決定されます。 第三者への委託に関しては、運営業務委託契約書（案）第13条に記載のとおり、原則的には禁止ですが、市の承諾を得た場合には可能とします。
142	要求水準書 第編 運営・ 維持管理業務編	28	第6章	第3節						積雪対策	「施設の積雪対策計画を作成し、構内道路等の積雪対策（融雪設備、除雪等）を実施し、搬入車両に影響がない状況を維持すること。」とあります。要求水準書添付資料-1「事業実施区域関連資料」の図にある搬入道路、構内への導入道路等、周辺にも道路がありますが、運営事業者の除雪範囲はどの程度を想定しているかご教示願います。	運営事業者の除雪範囲は、事業実施区域内全域です。
143	要求水準書 第編 運営・ 維持管理業務編	27	第7章	第2節						植栽管理	添付資料-23「植栽管理資料」は参考資料であると推察しますので、植栽管理の方法は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、植栽管理方法は、関連業務実施計画書の一部として、市と協議のうえ決定することとします。詳細は要求水準書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
144	要求水準書 添付資料-9									セミトレーラ	20トンセミトレーラの荷台に搭載するコンテナの数量、形状（天蓋付き）、寸法等の仕様をご教示願います。	追加で添付する「要求水準書添付資料-31 セミトレーラのコンテナ仕様（平成25年10月4日追加）」を参照してください。
145	要求水準書 添付資料-15									洗浄用水、冷却用水	洗浄用水、冷却用水それぞれの使用用途についてご教示願います。	洗浄用水、冷却用水は、汚泥リサイクルパークのプラント用水です。
146	様式集										様式5-3及び様式6-1～様式6-26のワードの余白を調整して、記載枠を広げてよろしいでしょうか。	余白は上下左右15mm以上を確保することとします。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
147	様式集 様式 1 - 3			参加表明書	本書の提出は必要ないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	様式集 様式 2 - 2			応募者の構成	各企業の役割欄には、「プラントの設計・建設」「建築部分の建設」「土木部分の建設」「運営・維持管理業務」という区分で明記すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、様式2-2を修正しました。様式集（平成25年10月4日修正）を確認してください。
149	様式集 様式 2 - 2			応募者の構成	本紙に記載する代表者名および押印する印鑑については、御市の入札参加資格申請時において委任状を提出している場合、委任を受けた代理人およびその使用印鑑にて書類を作成するものと理解してよろしいでしょうか。また、様式集において代表者名および押印が必要な書類は全て同様の理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、各様式に従ってください。
150	様式集 様式 2 - 3			委任状	押印者の数により複数枚となった場合でも、割印は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、様式2-3を修正しました。様式集（平成25年10月4日修正）を確認してください。
151	様式集 様式 2 - 4			委任状（復代理人）	委任者は代表企業の代表者との理解で宜しいでしょうか。また、受任者は上越市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている代表企業の契約権限者（例：新潟支店）で宜しいでしょうか。	前後段ともに、ご理解のとおりです。
152	様式集 様式 2 - 4			委任状（復代理人）	御市の入札参加資格申請時に委任状を提出し、代理人を設定している場合は、本書類の提出は必要ないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	様式集 様式 2 - 5			一般廃棄物処理業の許可	「一般廃棄物処理業許可証の写し」については、企業グループのうち、少なくとも1社の貴市における許可証の写しで良いと理解していますが、その理解で宜しいでしょうか。	お見込みの書類は不要です。「5.一般廃棄物処分量の許可」は誤記です。様式2-5を修正しました。様式集（平成25年10月4日修正）を確認してください。
154	様式集 様式 2 - 5			入札参加資格要件確認書	3.建設業許可（建築一式工事）及び4.建設業許可（土木一式工事）は、構成員又は協力企業での申請でも良いと理解していますが、その理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式2-5を修正しました。様式集（平成25年10月4日修正）を確認してください。
155	様式集 様式 2 - 5			入札参加資格要件確認書 その1	「一級建築士事務所登録を証明する証書の写し」および「特定建設業許可を証明する証書の写し」については、有効期間内であれば当該書類の発効日についてはご指定のないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	様式集 様式 2 - 5			入札参加資格要件確認書 その1	「一般廃棄物処理業許可証の写し」については提出する必要のないものと理解してよろしいでしょうか。	本表No.154の回答を参照ください。
157	様式集 様式 2 - 6			入札参加資格要件確認書 その2	施設の設計・建設実績には入札説明書P14 第3 4. (2) イ 3)の a) ~ c) の要件を満たす施設の実績を記載すればよろしいでしょうか。	様式2-5及び様式2-6を修正しました。様式集（平成25年10月4日修正）を確認してください。
158	様式集 様式 2 - 6			入札参加資格要件確認書 その2	施設の運転・維持管理実績には入札説明書P15 第3 4. (2) イ 1)の a) ~ c) の要件を満たす施設の実績を記載すればよろしいでしょうか。	様式2-5及び様式2-6を修正しました。様式集（平成25年10月4日修正）を確認してください。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
159	様式集 様式2-7			建築工事に係わる 監理技術者の資格 及び業務経験 土木工事に係わる 監理技術者の資格 及び業務経験	建築工事業に係わる監理技術者と土木工事に係わる監理技術者は、双方の資格を同一人物が満たしている場合、兼務できると理解していますが、その理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。様式2-5及び様式2-7を修正しました。様式集（平成25年10月4日修正）を確認してください。また、本表No.4も参照してください。
160	様式集 様式2-7			建築工事に係わる 監理技術者の資格 及び業務経験 土木工事に係わる 監理技術者の資格 及び業務経験	求められている業務経験は清掃施設以外でも良いと理解しておりますが、その理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。様式2-5及び様式2-7を修正しました。様式集（平成25年10月4日修正）を確認してください。また、本表No.4も参照してください。
161	様式集 様式2-7、			入札参加資格要件 確認書 その3(1)、 (2)	注記の「監理技術者として業務を行った施設の運転管理を業務として受託している場合、…」とは配置予定技術者の業務経験であげた施設の運転管理を設計・建設業務と一括、もしくは別途受託している場合に必要書類を添付すればよろしいでしょうか。	様式2-5及び様式2-7ならびに入札説明書P.15第3 4.(2)イ2)を修正しました。様式集（平成25年10月4日修正）及び入札説明書（平成25年10月4日修正）を確認してください。
162	様式集 様式2-7、			入札参加資格要件 確認書 その3(1)、 (2)	注記に記載のある、施設の概要が分かる書類とは施設のパンフレットとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	様式集 様式2-8			入札参加資格要件 確認書 その4	提出する納税証明書は写しでも可能でしょうか。また、各納税証明書は直近の決算年度の1年分、もしくは未納の税額がないことの証明書でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、法人税、消費税及び地方消費税については納税証明書その3の3により、また、法人事業税、法人住民税の納税証明書本店所在地の納税証明書により提出してください。
164	様式集 様式2-8			入札参加資格要件 確認書 その4	提出する納税証明書は本社分のみでよろしいでしょうか。	本表No.163の回答を参照してください。
165	様式集 様式3-1			概要説明会の申込書	参加予定者の記載欄が5名分しかありませんが、本事業は多岐に渡るため、10名程度の出席をお認め頂きますようお願いいたします。	記載欄の追加を可能とします。ただし、最大10名までとします。
166	様式集 様式3-2			概要説明会 (工)質問事項	A4 1ページ以内とのご指定ではありますが、効果的な質疑を実施する意味でも枚数の指定を外していただけないでしょうか。	A4 1ページ以内とします。
167	様式集 様式5-1			提出書類の整合確認書	表1に、必要な書類がそろっているか、とありますが、各提出資料に必要な書類とは、提出書類の作成要領の3ページ、第2個別事項に記載のある各様式番号の書類がそろっていればよい、との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	様式集 様式5-3	1)	(1)	燃焼・溶融設備制御の説明書（燃焼・溶融温度制御、蒸気発生量制御等）	溶融設備は要求水準書には設置の記載がなく、燃焼設備方式がストーカ方式なので、「燃焼設備制御の説明書（燃焼温度制御、蒸気発生量制御等）」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集（平成25年10月4日修正）を参照してください。
169	様式集 様式5-3	1)	(2)	焼却・溶融設備設計計算書	溶融設備は要求水準書には設置の記載がなく、燃焼設備方式がストーカ方式なので、「焼却設備設計計算書」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集（平成25年10月4日修正）を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
170	様式集 様式 5 - 3		2)	(2)						スラグ、メタル処理・搬出設備	燃焼設備方式がストーカ方式なので、削除してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集（平成25年10月4日修正）を参照してください。
171	様式集 様式 5 - 3		3)							図面	図面類はワード・エクセルで作成しておりませんので、PDFでの提出としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	様式集 様式 5 - 4									要求水準に対する設計仕様書	記入要領 2.その他 に、提案内容が仕様と同様の場合は提案内容記入欄に“ ”を記載すること。とありますが、提案内容が仕様と同様な場合は、“ ”のみを記載すればよく、仕様の詳細(文章など)は記載しなくてよい、という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。お見込みの場合は、“ ”以外を記載しないでください。
173	様式集 様式 5 - 4									要求水準に対する設計仕様書	万一、本様式に記載されている内容と要求水準書に記載の内容との間で齟齬があった場合には、要求水準書を正とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本表No.172を参照してください。
174	様式集 様式 6 - 2 0		3.	(1)						売電収入向上に向けた提案	売電収入が御市に帰属する場合、御市が実施する入札等により単価や売却先が決定されるものと思料いたします。売電収入が事業者に帰属する場合と異なり、入札等により決定されることが前提となる場合、応募者が提案する単価や売却先についての踏み込んだご提案は困難です。また、固定価格買取制度の採用を前提とした場合、買取単価等は毎年見直しとなるため、事業開始時を見越した単価のご提案も困難となります。したが、本提案は参考としてお取扱い頂き、評価項目からは除外頂けますようお願いいたします。	ご指摘の項目についても、評価の対象とします。
175	様式集 様式 6 - 2 0									提案売電電力量	提案売電電力量は、以下の条件における年間売電電力量を記載するという理解でよろしいでしょうか。 ごみ処理量：45,070t/年 ごみ質：基準ごみ 場外余熱利用：有り 場内給湯暖房利用：有り 場内ロードヒーティング：有り（冬季） なお、場外余熱利用施設への供給熱量は常時2.6GJ/hとして算出します。	ごみ質は計画ごみ質とします。場内給湯暖房は電気式とするため、買電する場合には消費電力分を減じた値を提案売電電力量としてください。その他はご理解のとおりです。
176	様式集 様式 6 - 2 0									エネルギー回収効率の向上（地球温暖化対策）	非価格要素審査においてはCO2排出量は直接的な審査項目とはならないとの理解でよろしいでしょうか。例えば都市ガスラインを敷設し、都市ガスを用いて発電量を増加させるような提案は可能なのでしょうか。化石燃料を使用して発電機を常時稼働させることで発電量、売電量を増加させることができますが、地球温暖化抑制の主旨からは外れることとなります。	お見込みの場合のような処理対象物の焼却廃熱以外を積極的に用いた発電による売電量増加分は、評価の対象としません。様式6-20を修正しました。様式集（平成25年10月4日修正）を確認してください。
177	様式集 様式 6 - 2 0									売電収入向上に向けた提案	電気事業者との契約者が市殿である場合、提案した売却先とご契約いただけるという理解でよろしいでしょうか。	買電及び売電の電気事業者との契約についてはS P Cを予定しておりますが、今後調整してまいります。
178	様式集 様式 6 - 2 2		5.	(1)						地元企業への発注	表中に企業名を記載する欄がありませんが、当該項目欄を追加して企業名を表記する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
179	様式集 様式 6 - 2 2									地域貢献等に配慮した施設	「上越市内の地元企業」とは、構成市町に本店を有する企業のほかに、営業所等を有する企業への発注も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	「上越市内の地元企業」とは、市内に本店等を有する企業のほかに、営業所等を有する企業を指します。また、これら市内の本店等ならびに営業所等への工事及び運営に関する発注額が「市内発注金額」となります。
180	様式集 様式 6 - 2 2									地域貢献等に配慮した施設	どの応募者にも属さない企業は、複数の応募者に關心表明することは自由であり、かつ落札者決定後の営業活動にも影響はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	様式集 様式 6 - 2 3		5.	(1)						運営・維持管理における地元雇用	直接雇用とありますが、通常、運転員等は特別目的会社の直接雇用ではなく、特別目的会社から下請けする運転管理業務を担当する企業の雇用となります。したがって、直接雇用には運転管理業務を担当する企業の雇用も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	様式集 様式 7 全般									事業計画に関する提出書類	「一円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。」と記載された様式について、この規定ですと、表示された数値の合算が合計と一致しない場合も考えられますが、一円単位で合計と一致していればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	様式集 様式 7 - 2									事業費内訳	機械設備工事における設備区分が要求水準書の設備区分と異なっていますが、要求水準書の設備区分に従って工事費を記載することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	様式集 様式 7 - 1 2									事業計画に関する提出書類	施設整備期間（平成26年度～平成28年度）のSPCの事業収支は、列を増やし記載するものと理解してよろしいでしょうか。 試運転期間中に運営事業者が配置する運転要員の費用は、建設事業者への協力及び教育の目的で運営業務委託費に計上することによろしいでしょうか。 建設工事で必要な電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を運営事業者が配置する場合、その費用は運営業務委託費に、建設事業者が配置する場合は施設整備費に計上することによろしいでしょうか。	SPCの事業収支（平成26年度～平成28年度）の記載欄を追加しました。様式集（平成25年10月4日修正）を参照してください。 お見込みの費用の計上先は、ご提示の場合に限らず事業者の提案とします。ただし、運営業務委託費の支払い時期は、入札説明書添付資料-1に示すとおりです。 お見込みの費用の計上先は、ご提示の場合も含めて事業者の提案とします。
185	様式集 様式 7 - 1 2 (1)									事業収支表	税額計算の表中に法人住民税との記載がありますが、税金は実効税率を用いるものとして、法人税等の項目に一括して記載するものとしてよろしいでしょうか。また、実効税率について使用する数値にご指示があれば教示願います。	法人税等（合計）欄の計算方法については、応募者の提案に委ねます。法人税等（合計）の内訳として、法人住民税については記載してください。
186	落札者決定基準書	5	3.	(2)	ウ					非価格要素点の算出方法	非価格要素点は1,000点満点、とありますが、1,000点満点は審査項目点数の合計値であり、非価格要素点は600点満点と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (落札者決定基準のとおりとします。)
187	落札者決定基準	5	3.	(3)						価格審査	価格点は施設整備費と運営業務委託費を足し算した合計額を得点化するとの理解でよろしいでしょうか。また、定量制限価格は施設整備費と運営業務委託費の予定価格を足し算した合計額の80%との理解でよろしいでしょうか。	施設整備費と運営業務委託費足し合わせたものを予定価格とし、予定価格の80%を定量制限価格とします。
188	落札者決定基準	5	3.	(3)						価格審査	定量制限価格は、「施設整備費」及び「運営業務委託費」の各々には適用されず、その合計となる「入札価格」のみに設定されているものと理解してよろしいでしょうか。	本表No.187を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
189	落札者決定基準書	5	3.	(3)						価格審査	定量制限価格（予定価格の80%）は、入札説明書17項記載の入札書比較価格（消費税及び地方消費税を含まない）にある施設整備費、運營業務委託費、各々の80%であると理解して宜しいでしょうか。	本表No.187を参照してください。
190	提出書類の作成方法	1	第1								「正本は図1に示す方法により袋綴じ」とありますが、 ・基礎審査に関する提出書類（様式5-1～11） ・非価格要素審査に関する提出書類（様式6-1～26） ・事業計画に関する提出書類（様式7-1～12） を1冊にして袋とじにするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	提出書類の作成方法	1	第1								「副本は書類毎に調製し簡易ファイルに綴じ、ファイルの表面と背表紙にタイトル及び応募者番号を記載した紙面を糊付けすること」とありますが、 ・基礎審査に関する提出書類（様式5-1～11） ・非価格要素審査に関する提出書類（様式6-1～26） ・事業計画に関する提出書類（様式7-1～12） 毎に簡易ファイルに綴じるという理解でよろしいでしょうか。また、ポケット付簡易ファイルを使用する場合、糊付けでなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	提出書類の作成要領	1	第1							共通事項	正本については、副本でイメージされている様な表紙を付ける必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	様式5、様式6、様式7の正本に付ける表紙の見本を提示します。提出書類の作成要領（平成25年10月4日修正）を参考に表紙を作成してください。
193	提出書類の作成要領	1	第1							共通事項	正本、副本共に各提出書類（基礎審査に関する提出書類、非価格要素審査に関する提出書類、事業計画に関する提出書類）毎にそれぞれ分けて、袋綴じ又はファイルに綴じるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	提出書類の作成要領	1	第1							共通事項	簡易ファイルとは紙製のフラットファイルを想定されているのでしょうか。	本表No.191を参照してください。
195	提出書類の作成要領	1	第1							共通事項	「その場合、一式をまとめて」とありますが、任意の封筒に入れ封印する対象は電子媒体のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	提出書類の作成要領	1	第1							共通事項	電子媒体とは、CD-Rでよろしいでしょうか。	CD-Rでも問題ありません。
197	提出書類の作成要領	3	第2	2.						資格審査申請書に関する提出書類	連結決算とありますが、本事業の応募企業が特定企業の連結子会社である場合、親会社の貸借対照表及び損益計算書を提出するものという理解でよろしいでしょうか。また連結決算の計算書類の提出を求められるのは、法制度上連結決算を求められる企業のみという理解でよろしいでしょうか。	前段については、連結親会社及び連結子会社のいずれの貸借対照表及び損益計算書も提出してください。後段については、ご理解のとおりです。
198	提出書類の作成要領	4	第2	3.						概要説明会に関する提出資料	「A4縦長左綴じ、原則両面印刷により提出すること。」とありますが、A3で作成する資料については片面印刷でA4とじ折にて織り込むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
199	提出書類の作成要領	4	第2	4.	(2) ~ (4)					事業提案書に案する提出書類	基礎審査に関する提出書類・非価格要素審査に関する提出書類・事業計画に関する提出書類に関して提案内容を補完説明するための資料を添付してもよろしいでしょうか。よろしい場合、各様式の後ろに綴って添付するものと理解してよろしいでしょうか。また、その補足資料の枚数制限は無いものとしてよろしいでしょうか。	補完説明するための資料の添付を認めません。
200	提出書類の作成要領	4	第2	3.						概要説明会に関する提出資料	A4縦長左綴じ、原則両面印刷、とのご指示ですが、様式3-2でA3版とご指定のある書類については、片面印刷でA4サイズに折り込んで綴じる、という理解でよろしいでしょうか。	本表No.198を参照してください。
201	提出書類の作成要領	7	第3	1.						共通事項	「企業名を特定または類推できる記載を行わないこと。」とありますが、企業名とは代表企業、構成員および協力企業を示しているものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	提出書類の作成方法	7	第3	1.							「使用する用紙は、特に指定のない限り、A4縦長横書き片面」とありますが、他ページでは資格審査申請書、事業計画に関する書類は「A4縦長左綴じ、片面印刷」、概要説明会、基礎審査、非価格要素審査に関する書類は「A4縦長左綴じ、原則両面印刷」とあります。各書類ごとの指定を正としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	提出書類の作成要領	7	第3	1.						共通事項	電子媒体の提出作成に当たり、ご指定のword及びExcelのバージョン等の制約条件ありますでしょうか。また図面等の書類は、PDFにて提出するものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、Microsoft Office 2010の形式で提出作成することとします。 後段については、本表No.171を参照してください。
204	基本協定書(案)	4	第8条	2						事業契約の不成立	この場合の賠償の範囲は第7条に記載の準備行為に係わる費用負担分と理解します。	賠償の範囲は民法の原則に従って相当因果関係の範囲内での損害が対象となります。
205	基本協定書(案)	5	第12条							本協定の有効期間	第1条に示される本協定の目的から鑑みると、本協定の有効期間は第1条に示される契約の締結が全て完了した時点と考えるのが適当かと考えます。	基本協定書(案)第3条第3項、第5条第2項等、契約締結終了後の内容も定めていますので、基本協定書(案)のとおりとします。
206	基本協定書(案)	5	第12条							本協定の有効期限	本協定の趣旨から考察すると有効期限は、事業契約締結までと考えてよろしいでしょうか。	本表No.205の回答を参照してください。
207	基本協定書(案)	8	別表							運営事業者の資本金及び株主構成	本表に用いられる書類は、事業提案に関する提出書類の様式7-4と考えて宜しいでしょうか。	様式7-4の内容に従って記載します。
208	基本契約書(案)	1	第3条							事業日程	本条でいう事業日程とは、入札説明書等で示される各事業期間に基づく全体工程を示すものと考えてよろしいでしょうか。また想定される具体的なものがあればご提示願います。	ご理解のとおりです。運営事業者の設立日、事業契約締結日、着工、建設工事完了予定日、運営開始日、運営終了日等を想定しています。
209	基本契約書(案)	3	第11条	2						計算書類等の提出	基本協定書(案)において運営事業者は会計監査人の設置に関する定款の定めをおくことを義務付けられているため、本項のただし書き以降は削除するべきではないでしょうか。	本項では、代表企業及び構成員について規定しています。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答	
210	基本契約書(案)	10	別紙3							保証書	代表企業が連帯保証する場合、運営事業者は本保証に対する保証料を代表企業へ支払う必要があります。本事業では連帯保証する額に制限がないため、代表企業へ支払う保証料が多額になります。先行事例から鑑みて、運営業務委託費の総額の10%程度を上限とする等の制限を設定して頂きたく、お願いします。	基本契約書(案)のとおり、連帯保証の保証額については制限しないこととします。	
211	建設工事請負契約書(案)	2	第1章	第10条	1						契約の保証	「本請負契約の締結と同時」とは、上越市議会の可決承認日と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	建設工事請負契約書(案)	3	第2章	第12条	2						契約期間	「前項の規定にかかわらず、その性質上当然に契約期間以後も効力を有すべき規定」が不明確であるため該当する条文の明確化をお願いします。	個別の規定の解釈によるため、現時点で全てを明確化することはいたしません。
213	建設工事請負契約書(案)	4	第2章	第18条							履行報告	「別途定めるところ」について、具体的に教示願います。	「別途」とは要求水準書等を指します。
214	建設工事請負契約書(案)	6	第3章	第23条							支払限度額	各会計年度における支払限度額(別紙5)をご教示願います。	事業者提案により決定します。
215	建設工事請負契約書(案)	6	第3章	第24条							前払金及び中間前払金	当該会計年度の支払限度額の10分の4以内の前払い金の請求ができるかとありますが、前払金の請求上限額はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	建設工事請負契約書(案)	8	第3章	第28条	1						賃金又は物価の変動に基づく施設整備費の変更	変動を判断する際に使用する具体的な指標等を教示願います。	市の「建設工事請負基準約款第27条第5項(単品スライド条項)運用基準」等によります。
217	建設工事請負契約書(案)	8	第3章	第28条	3						賃金又は物価の変動に基づく施設整備費の変更	「甲の定める資料」とはどのようなものでしょうか	本表No.216を参照してください。
218	建設工事請負契約書(案)	9	第3章	第28条							提案市内発注金額未達減額措置	「市内発注金額」の定義についてご教示ください。	本表No.179を参照してください。
219	建設工事請負契約書(案)	10	第4章	第31条	3	(2)					著作権の利用等	成果物には民間企業のノウハウ等の秘密情報が含まれる可能性があるため、他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡する場合には事前に乙の確認を得ていただきたく、お願いします。	秘密情報については、建設工事請負契約書(案)第34条の規定に従って処理します。
220	建設工事請負契約書(案)	12	第5章	第1節	第36条	4					実施設計の手順	既存施設解体・仮設工事等の先行工事に関する実施設計図書については、プラント本体等に先行して提出・承諾が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の図書を含めた実施設計図書の承諾等のスケジュールについては、事業者の提案に基づいて市が承諾したスケジュールとします。
221	建設工事請負契約書(案)	13	第5章	第2節	第38条	5					事前調査	乙が予見できなかった場合で、本請負契約が解除された場合には乙が生じた損害は甲にご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	事業の終了に直接必要で支出が避けられない費用については、甲が負担します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答	
			第5章	第2節	第41条	4							
222	建設工事請負契約書(案)	13	第5章	第2節	第41条	4					管理棟等の解体	乙が予見できない特別の措置をとることが必要となった場合で、本請負契約が解除された場合には乙に生じた損害は甲にご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	本表No.221を参照してください。
223	建設工事請負契約書(案)	18	第7章	第57条	1						履行遅延の場合における違約金等	ただし書き以降の内容が理解できておりません。本内容は本施設の工事が完了したことを甲に通知してから、甲の検査に合格したことを乙に通知するまでの日数を控除するとの理解でよろしいでしょうか。	本施設の引渡が平成29年10月31日を越えて遅延した場合に、平成29年11月1日より本施設が引き渡されるまでの期間については、別途建設工事完了日の遅延による違約金が発生するため、当該期間について引渡遅延の違約金を二重に発生させることはしない、という趣旨です。
224	建設工事請負契約書(案)	19	第7章	第60条	2						保証期間中の乙の性能保証責任	乙は責任を負わないことを明記願います。	建設工事請負契約書(案)のとおり、保証期間中に乙は性能保証責任を負うものとします。
225	建設工事請負契約書(案)	19	第7章	第61条							損害の範囲	当該瑕疵又は基本性能の欠如と相当因果関係を有する損害として、御市が想定される具体的なものはどのようなものでしょうか。	現時点で具体的な想定はございません。
226	建設工事請負契約書(案)	21	第9章	第66条	2						法令変更	負担割合表に「本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の整備及び運営」とありますが、この場合の運営は、工事の運営と考えて宜しいでしょうか。	ご指摘の「運営」は本事業の運営をさします。
227	建設工事請負契約書(案)	21	第9章	第66条	4						法令変更	本請負契約を解除することにより、乙に生じた損害は甲にご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	解除について甲に帰責性がありませんので、甲は損害を負担しません。解除の効果は建設工事請負契約書(案)第75条に定めるとおりです。
228	建設工事請負契約書(案)	22	第9章	第67条	7						不可抗力	本請負契約を解除することにより、乙に生じた損害は甲にご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	解除について甲に帰責性がありませんので、甲は損害を負担しません。解除の効果は建設工事請負契約書(案)第75条に定めるとおりです。
229	建設工事請負契約書(案)	22	第9章	第68条	1						地域住民対応	地域住民への説明は「自らが必要と認める範囲内」とありますが、御市が行われる(予定の)説明会とは別に乙の判断に委ねるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、どの程度の説明を行うかは、善管注意義務を果たしたといえる程度に行う必要があることは当然です。
230	建設工事請負契約書(案)	25	第9章	第74条	1						甲の任意解除	「必要があるとき」とは、合理的な理由があるときとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	建設工事請負契約書(案)	25	第9章	第75条	2						解除に伴う措置	検査又は復旧に直接要する費用を乙が負担する場合は、乙の責めにより本契約が解除された場合で、前項の検査が不合格で甲が出来高の引渡しを受けないときに限るものと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の場合に限るものでは、ございません。
232	建設工事請負契約書(案)	26	第10章	第78条							遅延利息	本条は、本請負契約の各条項で規定されるものと重複せず、各条項が優先するものと考えて宜しいでしょうか。	どの条文との関係を指しているのか、ご質問内容が不明であるため、回答できません。
233	運営業務委託契約書(案)	1	第1章	第7条	1						契約保証金	「本委託契約の締結と同時」とは、上越市議会の可決承認日と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第1章	第7条	1	(3)						
234	運営業務委託契約書(案)	1	第1章	第7条	1	(3)				契約保証金	保証期間を複数年度とし、運営期間中に更新することは可能でしょうか。その場合、運営保証対象額は当該複数年度中の最も高い年度委託費の総額の100分の10に相当する額と考えてよろしいでしょうか。 また、運営準備期間中の運営保証対象額についてご教示願います。	保証期間を複数年度とし、運営期間中に更新することは可能です。運営保証対象額については、基本契約書(案)別紙1を参照してください。
235	運営業務委託契約書(案)	1	第1章	第7条	1	(5)				履行保証保険	履行保証保険契約については、1年毎の契約更新により契約期間、保険を付保することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	運営業務委託契約書(案)	3	第2章	第1節	第13条	1				再委託等の禁止	本条項と入札説明書P19「7.業務の委託等」記載内容によると原則第三者への委託をしてはならないとするが、御市の事前の承諾があれば委託することができるものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書P19「7.業務の委託等」の規定内容は、次のとおりです。 「事業者は業務の全部または一部を第三者に委任または請け負わせることができる。但し構成員または協力企業以外の者へ委託する場合は事前に市の承諾を得るものとする。」
237	運営業務委託契約書(案)	3	第2章	第1節	第13条	3				事業計画に関する提出書類	契約書の写しを甲に提出するとありますが、当該契約書には乙及び応募企業のノウハウに関する部分が含まれる可能性があるため、「甲が要請する事項を開示する」に修正願えないでしょうか。	運営業務委託契約書(案)のとおり、乙は当該委託にかかる契約書の写しを当該契約締結後遅滞なく甲に提出することとします。
238	運営業務委託契約書(案)	3	第2章	第1節	第14条					関連法令等の遵守	「甲が毎年度定める一般廃棄物処理実施計画」についても、第53条の法令変更の規定が適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	「甲が毎年度定める一般廃棄物処理実施計画」は「法令等」の定義に含まれませんので、これについて第53条の規定は適用されません。
239	運営業務委託契約書(案)	3	第2章	第1節	第16条	3				指示監督等	解体工事が開始された場合の協力とは、業務に支障が生じない程度のもので、支障が生じて費用等が発生した場合は甲にご負担頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	合理的な範囲の協力については、全て乙の負担とし、合理的な範囲を超える協力が必要となった場合の費用については、その原因に応じて契約の規定に基づき負担者を決定します。
240	運営業務委託契約書(案)	3	第2章	第1節	第17条					災害発生時の協力	処理の協力にあたっては、施設能力を超えない範囲でのものと考えてよろしいでしょうか。また運営業務委託費の範囲を超える費用が発生する場合は、甲にご負担頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	本表No.25を参照してください。
241	運営業務委託契約書(案)	5	第2章	第2節	第21条	6				従業員の確保	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の所属先は、SPCの委託先企業でよいと理解してよろしいでしょうか。 建設工事における電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の業務を運営事業者が配置する資格者が行うことについては、市殿にて、所管行政庁に対し問題ないことを確認済であるとと考えてよろしいでしょうか。	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の所属先については、関係法令上の手続き等において、支障がないように配置してください。また、本表No.23及び本表184を参照してください。なお、ご指摘の点については所管行政庁に確認しておりません。
242	運営業務委託契約書(案)	5	第2章	第2節	第22条					連絡体制の整備	本条で規定する連絡体制は、第20条(3)及び(6)と同じものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	運営業務委託契約書(案)	6	第2章	第3節	第26条	2				自己搬入者からのごみの受付及びごみ処理手数料の徴収	ごみ処理手数料の徴収方法等は、第 編運営・維持管理業務編P12記載の内容によるもので、詳細について、御市と協議するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	運営業務委託契約書(案)	8	第2章	第3節	第34条	3				精密機能検査	精密機能検査の結果を踏まえて見直しを行うのは本委託契約に基づいて作成する各種計画書を示しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第2章	第4節	第35条	3						
245	運営業務委託契約書(案)	8	第2章	第4節	第35条	3				モニタリング	「本請負契約」とは、「本委託契約」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	運営業務委託契約書(案)	9	第2章	第5節	第36条	2	(4)			異常事態への対応	本条項の運転再開とは、改善作業による停止が必要となった場合にのみ適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、本表No.140を参照してください。
247	運営業務委託契約書(案)	9	第2章	第5節	第38条	3	(4)			主灰処理物及び飛灰処理物の処理	本施設とありますが、改善作業等で停止するのは、処理設備を示し、施設全体を停止するのは必要があった場合のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	運営業務委託契約書(案)	9	第2章	第5節	第39条	2				処理物管理基準の逸脱	一時貯留のため、甲が確保し指定する場所をご教示頂きますようお願い致します。	現在確保していません。
249	運営業務委託契約書(案)	10	第2章	第5節	第40条	5				臨機の措置	本事業はDBO事業であるため、本施設完成後に建設請負事業者から引渡された御市の所有物である本施設を乙は必要な範囲で借り受けて運営する立場にあると料料いたします。したが、施設の瑕疵に関して生じる費用は一次的には所有者である御市の負担としたうえで、建設請負事業者へ費用負担を求めるべきではないでしょうか。本事業を安定して実施するために設立する特別目的会社の主旨を鑑み、乙には過度の負担が生じないようにするべきではないでしょうか。(第41条第2項、第5項および第42条第2項も同様です。)	運営業務委託契約書(案)のとおり、当該措置に要した費用はすべて乙が負担することとします。
250	運営業務委託契約書(案)	10	第2章	第5節	第41条	2				費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	本条項中「乙の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし」とありますが、建設事業者と運営事業者は、別法人であり契約当事者として同一ではありません。よって、本来の各契約に基づく対応をお願いします。	運営業務委託契約書(案)のとおり、乙の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、かかる事態への対応に要する費用はすべて乙が負担することとします。
251	運営業務委託契約書(案)	10	第2章	第5節	第41条	4				費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	本条項中「甲の指示により停止した場合」とは、本委託契約に基づく停止の必要がある場合の指示であることをご確認願います。	ご理解のとおりです。
252	運営業務委託契約書(案)	10	第2章	第5節	第41条	5				費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	本条項中「乙の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし」とありますが、建設事業者と運営事業者は、別法人であり契約当事者として同一ではありません。よって、本来の各契約に基づく対応をお願いします。	本表No.250の回答を参照してください。
253	運営業務委託契約書(案)	11	第2章	第5節	第43条	2				計画売電電力量の未達に対する運営固定費の減額	連続する会計年度の計画売電電力量達成ポイント合計の計算は超過達成時にはプラス、未達成時にはマイナスとして合計され、この累計ポイントがマイナス5以下のときに、固定費減額処置が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
254	運営業務委託契約書(案)	11	第2章	第5節	第44条					提案市内発注金額未達減額措置	毎月市内発注金額を算出し、報告書を作成するのは作業が煩雑になるため、報告書の提出は年に1度として頂けないでしょうか。	運営業務委託契約書(案)のとおり、乙は毎月末日経過後速やかに、当該月にかかる実績市内発注金額(事業提案書において乙が提案した確認方法に基づき算出されるものをいう。)を算出することとします。
255	運営業務委託契約書(案)	11	第2章	第6節	第45条	1				発電設備の運転	電気事業者との契約者は運営事業者になるとの理解でよろしいでしょうか。	本表No.177を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答	
256	運営業務委託契約書(案)	11	第2章	第6節	第45条	1					発電設備の運転	本事業では、売電収入の帰属先は御市であることからその販売先の決定等を考慮すると御市での手続き(売却先の決定を含む)が適切と考えます。事業者は、御市が行う販売手続き等(売買契約等)の協力を行うものとして頂きたく、お願いします。	運営業務委託契約書(案)のとおり、販売にかかる手続等は、乙がその費用と責任において行うこととします。また本表No.256の回答を参照してください。
257	運営業務委託契約書(案)	12	第3章	第49条							運営業務委託費の見直し	物価変動に基づく委託費の改定は入札説明書添付資料-1に記載のある指標や算定式に基づいて毎年必ず実施するものと理解してよろしいでしょうか。	物価変動に基づく費用の改定については、入札説明書添付資料-1に基づいて毎年度実施します。
258	運営業務委託契約書(案)	13	第4章	第50条	3						要求水準書の変更	乙が適切に変更する、マニュアル及び各種計画書とは本委託契約に基づき作成されたものを示していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
259	運営業務委託契約書(案)	13	第5章	第52条							第三者の損害	第三者に損害が生じた原因が不可抗力による場合は第54条の規定にしたがい、甲の責めによる場合は甲がその損害を負担すると理解してよろしいでしょうか。	不可抗力による第三者の損害であれば、そもそも甲も乙もその賠償責任は負いません。甲の責めによる場合には、法令に従って甲が責任を負担します。
260	運営業務委託契約書(案)	14	第5章	第53条	4						法令変更	本事業の売電収入は甲に帰属するため、なお書き以降は削除するか、もしくは発電設備に関して発生した費用も本項の追加費用に含んで頂きたく、よろしくをお願いします。(第55条も同様です。)	なお書き以降については、削除します。
261	運営業務委託契約書(案)	14	第5章	第53条	4						法令変更	「なお、発電設備に関して発生した費用であって、余剰電力の販売によって回収可能な部分は本項の追加費用には含まれない。」とありますが、余剰電力販売時の収入は甲に帰属しており、乙としては回収が不可能です。なお以降の条文については削除いただけないでしょうか。	本表No.260の回答を参照してください。
262	運営業務委託契約書(案)	15	第5章	第55条							不可抗力による負担	「なお、発電設備に関して発生した損害又は費用であって、余剰電力の販売によって回収可能な部分は本項の損害及び増加費用には含まれない。」とありますが、余剰電力販売時の収入は甲に帰属しており、乙としては回収が不可能です。なお以降の条文については削除いただけないでしょうか。	なお書き以降については、削除します。
263	運営業務委託契約書(案)	16	第8章	第59条	2						甲の解除	乙の該当企業として、設計・建設事業期間を除く運営・維持管理期間においては、設計・建設事業のみに参加する協力企業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	運営業務委託契約書(案)	18	第9章	第64条	3	(2)					著作権の利用等	成果物には民間企業のノウハウ等の秘密情報が含まれる可能性があるため、他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡する場合には事前に乙の確認を得ていただきたく、お願いします。	秘密情報については、第67条の規定に従って処理します。
265	全般											「実施方針等に対する質問・意見への回答(平成25年7月26日付)」の回答内容は入札公告においても有効と考えてよろしいでしょうか。	No.133を参照してください。
266	その他										その他	実施方針等の回答について、当該質問に係る実施方針および要求水準書(案)の記載内容と入札公告時に公表された図書類とで記載内容の変更がないものについては実施方針等の回答が有効と考えてよろしいでしょうか。	本表No.133を参照してください。
267	その他										CAD図について	当該計画地のCADデータはご提供いただけるでしょうか。	希望者にはメールで配信します。希望者は次の連絡先に、CADデータを希望する旨、連絡してください 連絡先：shinkuri@city.joetsu.lg.jp

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
268	その他				現地調査について 既存を営業しながらの工事となること、既存との兼ね合いが多くあることより、既存施設建物内（付属建物、プラットホーム、電気室等）の調査をする場を設けていただくことは可能でしょうか。	本表No.2を参照してください。
269	その他			その他	入札参加資格要件に該当する質問箇所（様式集2-1～2-8含む）については質問回答日から入札参加資格審査書類の受付期限日まで日数がないことから、質問回答日から前倒ししてのご回答を頂けますようお願いいたします。	入札説明書のとおり、第1回入札説明書等に関する質問回答の公表は、平成25年10月4日（金）17：00までにホームページにて公表することとします。